



選挙管理委員会からのお知らせ



岐阜県議会議員選挙(4月9日(日)予定)の各投票所の 投票立会人と期日前投票所の投票立会人を募集します。

1. 仕事の内容 投票が公正、適正に行われているか監視する仕事です。

2. 投票立会人の応募要件

本町の選挙人名簿に登録されている方。また、特定の候補者、政党その他の政治団体と関係のない方。

3. 立会の日時・時間、場所等について

	投票立会人	期日前投票立会人
日時・時間	4月9日(日) 午前7時から午後8時まで	町民会館 4月1日(土)から4月8日(土)までの午前8時30分から午後8時まで 各ふれあいセンター 上記のうちで選挙管理委員会が別に定める期間、時間
場所	各投票所 町内5箇所 出務場所をご自分の投票所です。	期日前投票所 町内5箇所 (町民会館、各ふれあいセンター) 出務場所は希望をお聞きしたうえで調整をさせていただきます。
報酬額	日額 10,900円	日額 9,600円
人員	投票所ごとに2名	期日前投票所ごとに毎日2名(1人で複数日出務することも可)

4. 申し込み方法 (電話、FAX 又は Eメールで、次の事項をお知らせ下さい。)

- ①当日の投票立会人 住所(自治会)、氏名、生年月日、連絡先電話番号
- ②期日前投票立会人 上記のほか、希望する場所
- ③応募期限 2月15日(水)まで
- ④応募先 白川町選挙管理委員会事務局 電話 72-1311 (内線215)

FAX 72-1317

e-mail soumu@town.shirakawa.lg.jp

今回の選挙も、地方の役割が増大する中、様々な課題に直面している私たちの住む地方の、今後の政治を託すべき代表者を選ぶ極めて重要な意義を持つ選挙です。この選挙においても投票総参加運動を実施し、白川町民の政治に対する関心の高さを示し、投票率岐阜県NO.1を目指しましょう!

